

## ■ 基本的な考え方

- 大規模水害時において、人命を最優先とするレベル5「緊急安全確保」での緊急避難先等を拡充
- 緊急避難先等の一つの選択肢として、民間・公共建築物や公園等に加え、高速道路をはじめとする道路高架部等の活用について、関係者の意見・役割等を取りまとめながら検討・調整を進めていく

## ■ 道路高架部等への緊急避難を実施する上で検討・調整が必要な事項

今後、災害時の高速道路の「緊急交通機能」への影響を検証するとともに、緊急避難の実施に必要な誘導態勢や実行性のあるタイムラインの構築に向けて関係者で検討を進めていく。

### ① 避難先等としての安全性・実行性

- 道路高架部等（避難先等）における安全性の確保（災害時の天候、避難誘導態勢、避難対象範囲 など）
- 実行性のあるタイムラインの構築（交通規制のタイミング・要請等の枠組み など） 等

### ② 被災後の救援救助活動・緊急輸送への影響

- 被災地の消防・救助活動、地区内外の医療機関への搬送、緊急物資の輸送等に対する影響の検証
- 浸水区域外への避難者の安全な誘導・支援の実効性の確保 等

### ③ 関係法令の整理

- 道路高架部等への緊急避難に関する関係法令の適用・運用の整理 等



【高速道路】



【一般道】



【公共施設】

# 道路高架部等への緊急避難に関する地元自治体からの意見

## ■ 地元自治体の意見

- 昨今、令和元年東日本台風以外にも平成30年7月豪雨など、近年の気候変動等の影響により、水害が激甚化・頻発化し、これまでの想定を超える水害が全国各地で発生している。
- レベル5「緊急安全確保」における緊急避難先の更なる拡充のため、高速道路や都道高架部等を緊急避難先等として活用を検討していきたい。

## ■ 関係機関によるこれまでの検討状況

### ① 「江東5区大規模水害広域避難計画」（平成30年8月）

- 避難路の確保のため、例えば、高架形式の高速道路を非常時の避難路として活用できないかなど、施設管理者及び交通管理者と検討していく必要がある。

### ② 「首都圏における大規模水害広域避難検討会」

- 令和元年東日本台風では、公共交通機関の早期計画運休の定着による移動手段の確保、広域での被災が予測される場合の避難先を示すことの難しさ等、広域避難の実施について様々な課題が顕在化。
- 今後、各自治体の地域特性に応じ、広域避難だけではなく、現実的に対応可能な複数の避難行動パターンを組み合わせ、大規模水害時の住民避難を検討することが提言された。

### ③ 「避難情報に関するガイドライン」改定（令和3年5月）

- 令和3年5月に「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が改正され、「避難情報に関するガイドライン」の改定が行われた。
- その中で、避難のタイミングを明確にするため、警戒レベル4の避難勧告と避難指示(緊急)を「避難指示」に一本化、警戒レベル4の次の警戒レベルとして、災害が発生・切迫し、自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保するよう促す情報を、警戒レベル5「緊急安全確保」として位置付けた。

### ④ 一時的な避難先の拡充

- 商業施設団体との協定や民間マンションとの協定、公営住宅の上層階の空き住戸を緊急避難先として、一時的に活用する協定を締結するなど、広域避難だけでなく域内の避難施設の拡充を進めている。